

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成 28 年 8 月 31 日
河 北 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			岩木地域	無	平成 27 年度 ～平成 31 年度	岩木集落協定
	○			両所地域	無	平成 28 年度 ～平成 31 年度	両所集落協定